

## 吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針

平成30年12月  
吹田市教育委員会

## 本方針策定の趣旨等

学校教育の一環として行われる課外クラブ・部活動は、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、児童・生徒に次のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられる。

- ・ スポーツや文化の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化的ライフスタイルを継続する資質や能力を育てる。
- ・ 体力や技術の向上や健康の増進につながる。
- ・ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ・ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ・ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

このように、課外クラブ・部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

しかしながら、課外クラブ・部活動における過度な練習等は、児童・生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げるという問題があるとともに、教員においても、課外クラブ・部活動が長時間勤務の要因の1つになっている。

このようなことから、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」に則り、「大阪府運動部活動の在り方に関する方針（平成30年9月）」を参考に、課外クラブ・部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な課外クラブ・部活動の取組みについて、「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」を平成30年12月に策定する。

本方針は、吹田市の課外クラブ・部活動を対象とし、児童・生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、課外クラブ・部活動が以下の点を重視して、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざす。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、児童・生徒がスポーツや文化を楽しむことで運動や文化習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフや文化的ライフスタイルを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 児童・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として課外クラブ・部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 課外クラブ・部活動の方針の策定等

ア 校長は、吹田市教育委員会が定める「吹田市課外クラブ・部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度、「学校の課外クラブ・部活動に係る活動方針」を策定し、学校のホームページへの掲載により公表する。また、PTA総会、学校通信等を利用し、児童・生徒、保護者に説明するなど、適宜、情報提供を行う。

イ 顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。(様式はこれまでに使用していたものを活用してもよい。)

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、児童・生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、児童・生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や課外クラブ・部活動に関する規定を適宜見直すなど、円滑に課外クラブ・部活動を実施できるよう努める。

イ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、児童・生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

ウ 校長は、教員の課外クラブ・部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策(平成29年12月26日文科科学大臣決定)」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1473号)」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

エ 試合や発表会による移動方法は、徒歩・公共交通機関を基本とする。なお、自転車利用については、小学校では禁止とし、中学校では校長への届け出を必要とする。

## 2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

### (1) 適切な指導の実施

ア 校長及び顧問は、課外クラブ・部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、児童・生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止(活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等)及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、児童・生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、児童・生徒とコミュニケーションを十分に図り、児童・生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を

達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 近年、気候変動等により、暑熱環境が悪化し、学校の管理下の活動、とりわけ夏季の課外クラブ・部活動において熱中症事故が懸念されることから、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底するなどの事故防止対策を講じる。その際、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

### 3 適切な休養日及び活動時間の設定

#### (1) 休養日及び活動時間の設定

ア 課外クラブ・部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある児童・生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からの活動時間に関する研究も考慮し、以下を基準とする。

(ア) 休養日の設定は以下のとおりとする。

- a 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- b 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、児童・生徒が十分な休養を取ることができるとともに、課外クラブ・部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
- c 学校の休業日に練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、児童・生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

(イ) 活動時間の設定は以下のとおりとする。

- a 1日の活動時間は、長くとも平日では、小学校で1時間半程度、中学校で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。以下同じ。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- b 準備や片づけの時間は活動時間に含まない。
- c 朝練も活動時間に含むが、朝練を行う場合は、放課後の活動時間を短くするなど、児童・生徒の負担とならないよう工夫する。
- d 自主的に行う練習については、その態様如何に関わらず、顧問（または他の教員）の付添い（在校していること）は必要である。

イ 休養日及び活動時間については、学校の実態や全体の活動状況も踏まえながら今後も検討を続け、より適切に対応することとする。

5 学 教 第 4 号  
 令 和 5 年 4 月 4 日  
 ( 2 0 2 3 年 )

各小・中学校長 様

学校教育部学校教育室長

地震(余震)発生時における安全対策並びに措置について

標記のことについて、平素より留意願っているところですが、地震発生時等においては、下記の事項に留意のうえ、児童・生徒の安全確保に万全を期すよう願います。

また、震災の教訓を生かし、各校の防災教育や避難訓練の内容について見直すとともに、児童・生徒、保護者へも周知徹底を図ること。

記

1 突発的な震度5弱以上の大規模地震（余震）が発生した場合

(本市においては、震度5弱で『災害警戒本部』が設置され、震度5強以上で『災害対策本部』が設置されます。)

吹田市地域防災計画（令和5年2月）に基づき、児童・生徒への対応及び教職員の対応について、周知徹底を図ること。（市HP参照）

(1) 児童・生徒への対応

| 発生時期    | 対 応  |
|---------|--|
| 前 日     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日午前7時現在、引きつづき余震が発生している場合学校教育室より、速やかに指示をする。</li> <li>・なお、電話等が不通の場合、現状把握のうえ、校長の判断により、臨時休業日の措置を取り、保護者の管理下におく。</li> </ul> |
| 登 校 前   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は臨時休業日の措置とし、保護者の管理下におく。</li> </ul>   |
| 登 校 途 上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、原則として速やかに登校させること。</li> </ul>   |
| 在 校 時   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所へ避難誘導させ、保護・監督に当たる。</li> <li>・校内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全確認のうえ、保護者に引き渡すまでは責任を持って保護・監督を継続する。</li> </ul>                    |
| 下 校 途 上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険な場所を避け、安全な場所に一時避難させた後、可能な限り速やかに帰宅させ、保護者の管理に任せる事を基本とする。</li> </ul>  |

## (2)教職員の対応

| 発生時期        | 対 応   |
|-------------|---|
| 前日及び<br>出勤前 | ・周りの状況を把握のうえ、校長においては、自動参集すること。<br>・教職員にあっては、校長の指示に従い、可能な限り出勤すること。<br>なお、電話等連絡手段が不通の場合可能な限り出勤時間には自動参集すること。                             |
| 出 勤 途 上     | ・可能な限り出勤する。出勤後、登校した児童・生徒を掌握する。<br>・氏名・人数を確認し校長の指示に従う。   |
| 在 勤 時       | ・勤務の継続、情報の収集に努める。校内及び校区周辺の被害状況を見届け、安全を確認したうえ、迎えに来た保護者に引き渡し児童・生徒を帰宅させる。帰宅者と残留者を確認し残留者については保護・監督に当たる。<br>・自主避難者が来校した場合の対応についても、万全を期すこと。 |
| 退 勤 途 上     | ・周りの状況を把握のうえ、校長においては、自動参集すること。<br>・教職員においては周りの状況を把握のうえ、可能な限り学校に戻るか、または自宅待機する。   |

なお、次の事項に配慮すること。

- ① 障がいをもつ児童・生徒については、障がいの状況・発達段階等を考慮して、避難・誘導に十分配慮すること。
- ② 児童・生徒の帰宅のさせ方及び保護者への引き渡し方については、安全確認のうえ、あらかじめ決められた方法で確実に実施すること。  
なお、学校で保護しなくてはならないことが分かっている児童・生徒については、事前に調査をし、その氏名を把握するとともに、保護者へ引き渡すまでは責任を持って保護・監督に当たること。

## 2 震度5弱未満の地震（余震）の場合

原則として、臨時休業日としないが、校区の被害状況を的確に把握し、児童・生徒の安全確保のうえから、臨時休業日等、非常の措置をとらなければならない場合は、学校教育部学校教育室に報告のうえ、適切な措置を講じること。

吹田市（大阪北部）において震度4の地震が発生した場合、児童生徒の安全を確保すること。  
なお、勤務時間外に発生した場合、校長は学校に自動参集すること。  
必要ならば人員を確保して、施設・設備の保全に努めること。

### 3 電話等の対応

- (1) 地震により電話等が不通の場合、近隣の学校と十分連絡を取り合い、対応に努めること。
- (2) 電話対応時間外であっても、児童・生徒の引き渡し等、電話対応が必要な場合には留守番電話設定を解除し対応に努めること。

### 4 地震による被害状況や措置状況等の報告

地震発生後、校内等の被害状況並びに学校のとった措置等について速やかに学校教育室に報告すること。なお後日、次の事項について状況報告書を提出すること。

<報告すべき事項>

- (1) 学校名
- (2) 児童・生徒の登校・登園や怪我等の状況
- (3) 教職員の出勤や怪我等の状況
- (4) 施設・設備等の被害状況
- (5) 始業時刻の繰り下げや授業の打ち切り、並びに臨時休業の措置など。
- (6) 避難者等の状況
- (7) その他、必要な事項

※ 在勤時の教職員にあつては、吹田市災害対策本部からの指導があるまで学校への地域住民の避難の受入れ並びに体育館等の避難場所の確保に努めること。

また、休日、夜間等に地震が発生し、自動参集した教職員は、避難者の受入等地域防災要員等と協力し安全確保に努めること。

# 熱中症予防のための運動指針

熱中症は「環境」「からだ」「行動」の3つが要因となって起こります。  
環境条件を知って熱中症を予防しよう！

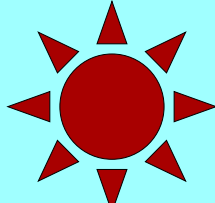
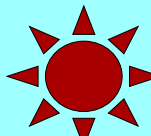



予防のための

**3**つの心得

**1** 無理は禁物！

**2** 渴く前に飲む！

**3** 早めに判断！

|                 |    |    |    |  |   |
|-----------------|----|----|----|--|---|
| <b>Max [°C]</b> | 31 | 27 | 35 | <br><b>運動は中止</b>  | <p><b>いったん運動を中止し健康観察！</b></p> <p>↳ 活動場所や時間、内容の変更を</p> <p>例) 活動場所を涼しい場所に 朝・夕など涼しい時間帯に<br/>激しい運動を避け、日陰や教室等涼しい環境でできる活動内容に変更 など</p> |
|                 | 28 | 24 | 31 | <br><b>嚴重警戒</b> | <p><b>激しい運動は避ける (ダッシュの繰り返し・持久走など)</b><br/><b>積極的な休息と水分・塩分補給を徹底！</b></p> <p>↳ 特に、体力に自信のない人や暑さに慣れていない人は要注意<br/>早めに運動中止の判断を</p>    |
|                 | 25 | 21 | 28 | <br><b>警戒</b>   | <p><b>積極的な休息と水分・塩分補給を！</b></p> <p>↳ 激しい運動では30分おきに休息</p>   |
|                 | 21 | 18 | 24 | <br><b>注意</b>   | <p><b>体調不良や熱中症の兆候に注意</b></p> <p>↳ 運動の合間に積極的な水分・塩分補給を！</p>   |
|                 |    |    |    | <br><b>ほぼ安全</b> | <p>熱中症の危険度は低いですが、適宜、水分・塩分補給は必要</p>  |

**※授業中でも水分補給をしましょう**

吹田市教育委員会



5 学 教 第 3 号  
令 和 5 年 4 月 3 日  
(2023年)

各小・中学校長 様

学校教育部学校教育室長

気象警報の発表に伴う安全対策について

標記のことについて、各校においては、下記事項に留意し、台風接近時の気象情報など必要な情報収集に努めるとともに、児童・生徒の安全確保に万全を期し、学校の施設・設備の保全に十分配慮願います。

記

改正：平成31年(2019年)4月1日

- 1 午前7時現在、吹田市に暴風警報または大雨特別警報が発令されている場合は、児童・生徒の登校を見合わせ、午前9時現在で暴風警報または大雨特別警報が解除されていない時は、臨時休業の措置をとること。なお、午前9時までに解除された場合は、速やかに登校させること。
  - 2 暴風警報以外の大雨警報または洪水警報等が発令された場合は、原則として、臨時休業としない。ただし、校区の状況等を的確に把握し、児童・生徒の安全確保のため、臨時休業等、非常の措置が必要と判断した場合は、学校教育部学校教育室に報告のうえ、適切な措置を講じること。
  - 3 午前7時以降及び児童・生徒の在校中に警報が発令されたときは、自校の防災規定等により、児童・生徒の安全確保に必要な万全の措置を講じること。
  - 4 教職員の勤務については、勤務経路が遮断される等、通勤不可能な場合を除いて、原則として平常勤務とすること。
  - 5 校長にあつては、勤務時間内において暴風警報または大雨特別警報が発令された場合は、学校待機とし、施設・設備の保全に努めること。また、勤務時間終了後も暴風警報または大雨特別警報が継続して発令されている場合、及び勤務時間外に発令された場合は、自宅待機とし、発令中は、必ず連絡がつくようにしておくこと。なお、市において「災害対策準備室」等が設置され、学校教育室から連絡があった場合は速やかに学校に参集すること。その際、必要に応じて、人員を確保し、施設・設備の保全に努めること。
  - 6 前日に吹田市への大型で強い台風の直撃が確実となった場合、台風の規模・進路や接近の時間帯、交通機関の状況等の横断的な情報を踏まえ、暴風警報または大雨特別警報が発令される前に、教育委員会の判断による臨時休業に関して連絡があった場合は、速やかに適切な措置を講じること。
- ※ 上記以外の措置を講じた時は、速やかに学校教育室に連絡すること。
- ※ やむを得ず、授業割愛等の措置をとった場合は、年間指導計画に基づき補充の方途を講じること。

## 保有個人情報取扱いに係る特記事項

(個人情報を取扱う際の基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領（令和5年4月1日施行）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

(収集の制限)

第2条 受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託)

第3条 受注者は、原則として本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(責任体制)

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は発注者の職員を受注者の事務所に立ち入らせることができる。

- 2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する委託業務の調査等については、受注者が再委託した場合も同様とする。
- 4 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(事故の防止及び発生時における責任)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

4 受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

(個人情報の管理方法)

第8条 受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。
- 4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

- 2 受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。
- 3 受注者は、本契約業務の従事者に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を記入させて発注者に対して提出しなければならない。

(教育及び研修)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年12月18日特定個人情報保護委員会公布）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領(令和5年4月1日施行)
- (5) 吹田市情報セキュリティポリシー

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(補則)

第12条 受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

- 2 本特記事項に定める事項（第3条を除く）は、第3条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。